

「しらす」「うしはく」てふ言葉の

異同に關する研究に就きて

(大正八年  
五月例會)

加 藤 玄 智

私は只今からちよつと開會の言葉に代へて本會に於て從來この研究の成行を、始終研究會に御出席になつて居らない方の爲に申し上げて、問題の所在を御知らせ申して置きたいと思ひます。

丁度私が大正七年十二月に支那「マニラ」方面に旅行します前に十一月でありましたか、十二月でありましたか。此會で、やかましい言葉の「しらす」と「うしはく」と云ふことに就きました私共星野君長井君と明治聖徳記念學會で研究中に色々分らぬことが出まして、其疑問を纏めて私が此處で申上げて、色々諸君の教に接したいと云ふ考で私とその疑問を御取次したのであります。其席に井上哲次郎博士などが御出で色々高説が出ようとしてをつたうであります。如何せん時間がありません。當日はそれで終つて仕舞ひました。其後私が三ヶ月程旅行して居りました結果、其問題はそれきりになつて居りましたが、井上博士が先月其問題に就きまして或方面からして御自身の御考を本會で御述べ下さりましたが、其問題は畢竟どう云ふのでありますか。それを只今簡單に申し上げます(別項井上博士論文参照)。

「しらす」「うしはく」てふ言葉の異同に關する研究に就きて

「うしはく」と「しらす」と云ふ言葉が古事記の中の大國主命の國讓の段に對照して使つてある、本居宣長の如き「しらす」は天孫の方に使つてあるし「うしはく」は出雲の大國主命の方に使つてある。此二語の間に違があるであらうと云ふことを古事記傳の中に言ふて居られる。併し如何に違ふかと云ふ内容は本居翁もちつとも言ふて居らない、則斯う云ふ言葉が二つある以上は此二つは違ふだらうと云はれてゐる丈である。而て物故されました井上前文部大臣即ち井上毅氏が其隨筆梧陰存稿の中に此二の言葉には非常に違ひがある、雲泥水火の相違がある。「うしはく」の方は人民土地と云ふやうなものを私有すること、井上子爵の言葉で申しますならば、さう云ふものを私有物としをる即私して所有して居る。「しらす」の方は所謂公有してをるとでも言ひますか、私してをるのではなく立派に正當に所有すべき者が所有して居ると云ふ意味であると云ふことを述べて居ります。子爵は尙ほそれに就て色々主觀的客觀的等の言葉をもちまして「しらす」と「うしはく」の言葉を説明せられましたか、かう云ふ點から更に井上博士、寛博士などに於きましては——是等の方の御使ひになつた精密な言葉は今そらで覺えて居りませぬけれども、兎に角「うしはく」と「しらす」とは霸道と王道の違ひがあるであらう。即ち仁道に依つて治める方が「しらす」であつて王道を以て治める方である。「うしはく」と云ふ方は霸道で即ち極端に言ふならば暴力を以て治める意味である。我歴代の天皇には「しらす」と云ふ言葉は使ふけれども「うしはく」と云ふ言葉は使つてない、本居翁が古事記の前出國讓の段に二つ對して使つてあるから其間意味が違ふだらうと云ふ

ことを一言されましたに續きまして、大分其中からして道徳的意味を見出して來たと云ふやうな状態になつた。井上毅氏、井上博士、寛博士などに於て段々さうなつて參た。然し又他の方面からして私共疑問が起つたのは神道の神と云ふやうなものを研究して行きますと、神様に「うしはく」と云ふ言葉が諸所に使つてある、是は此前私の講演にも申したのであります。萬葉集などに神に「うしはく」が使つてある、すると日本の神様は皆霸道的の神で覇者の神のみであるやうに結論がなつて來る、成程日本の神には枉津日神と云ふやうな悪い神もありますが、然し天照皇大神、大國主命、吉住神のやうな善神も決して尠くない。それ等の神様に「うしはく」と云ふ言葉が使つてある。萬葉集などでも大國主命などから始めて更に諸々の大神達が此國を守ると云ふやうなことが書いてある。此大神達と云ふ中にどれだけの神が這入つて居るか分りませぬけれども、諸々である以上は廣く大國主命も天照皇大神も這入つて居らしやるのであらう。すると萬葉などでは天照皇大神が「うしはか」せらるると云ふ譯になつて參るのでありますから、さうなつて來ると「しらす」と「うしはく」が絶対に違ひがあるのでは無からうと云ふ疑が起つて來る。「しらす」と「うしはく」と對照的に使つたのは古事記の大國主命國讓段に唯一ヶ所だけしかない。其同じ所を日本書紀の方で書いて居る所を見ますと大國主命に「しらす」と使つてあるし天孫の方にも「しらす」と使つてある。古事記だけが「しらす」と「うしはく」をたつた一ヶ所だけ對照して使ひ分けをして居る。只此一ヶ所の用例から總ての場合を推すことが出来るものであらうかどうか、斯う云ふ疑が起つて參

るのであります。

さう云ふ立場からして又祝詞などを讀んで見ますと神様には「しらす」が使つてゐる場合があるのを見る。唯天皇には「うしはく」と云ふ言葉は使つてない。それが無いから疑問になります。若しそれがあれば其言葉がどつちにも使へるやうになつて參りますのでそれならば疑はない、井上毅氏などの説は出て來ぬのであります。「うしはく」は天皇には使つてない、只「しらす」の方は天皇にも神様にも使つてゐると云ふことになるのであつて、古事記のたつた一ヶ所からして推論して「うしはく」と「しらす」をそれ程迄に違つて居ると云ふやうなことが言へるのであるかどうか、それが私共の起した大なる疑問である。其のことを此處で御話して色々教を乞いたいと思ふたのであります。其時に遠藤博士がその席に居られて講演せられたのであります。博士は公法と私法と云ふやうな言葉を以て此二語を區別して見られ、「うしはく」は私法的に治める、「しらす」は公法的に治める意だらうと云ふことを述べられた、是は井上毅氏の考と同じことである。井上毅氏が人民を私有物として有つて居ると云ふのが「うしはく」である、さうして正當にそれを所有すべき權利と言ひますか何と言ひますか正當の天皇が下を治め給ふのが「しらす」であると云はれてゐる、遠藤博士は「しらす」と「うしはく」どの説明を公法と私法と云ふ法律上の言葉に翻譯せられたのである。遠藤博士の考は井上毅氏の考になつて仕舞ふ。それでは十分に私等の疑問は解決して居らぬのである。

それから先般井上博士の御講話は我が國體觀念に就きまして天孫降臨の際の御詔勅を御引きになつて滔々數千言の御話で非常に有益な演説であつたのでありますが、問題になつた「しらす」と「うしはく」のことに就てはまた私共の疑問を十分解決して頂く丈の域に進んでをられなかつた様に拜聴してをつたのであります。井上博士の國體觀に就きましては勿論個々の點を一々申し上げますれば多少考の違つた點も出るかも知れませぬが、大體論としては至極御同感であります。さて又今夕は井上博士とは違つた方面から研究して下さる方に御相談申上げました所が、それでは其研究を續けて宜からうと云ふので白鳥博士は言語學の方面から其意見を述べやうと云はれまして今晚は其方面から御話がありませう。又安藤君は國文の御專攻の所からして又御考が出るやうでありますが、又河野國學院大學講師は御自身の御專攻の方面からして色々「しらす」と「うしはく」と云ふ言葉の使つてある用例などに鑑みて御話があるやうでありますから定めて有益なことであらうと思ふのであります。其外山本信哉君も何か御考が出るやうでありますから今夕の研究會は定めて有益の結果を持ち來すことを存じます。

尙ほ私がちよつと終りに申上げて置きたいのは「しる」と「しく」と云ふ言葉であります。「しる」と「しく」と云ふ言葉が若し同じなればこの「うしはく」と「しらす」の區別は無からうと云ふ結論を助くることになる。即ち「しる」と「しく」と云ふ言葉は是は同じやうに祝詞などに使はれて居るのであります。例へば底津石根爾宮柱廣敷立又は宮柱太知立と云ふ様に「しく」と「しる」とは畢竟同一に使つて

ある。要するに「しく」と「しる」はさういふ場合は同一であると思ふ。それ而已ならず萬葉集などを讀みますと天皇之敷坐國シキマスクニと云ふやうな言葉がありますし、高敷爲又は高知爲と云ふ言葉は全く同じに使つてある。即ち「しく」「しる」「しかす」「しらす」皆同一のものと考へて宜からうと思ふ。若し是が成立つならば祈年祭の祝詞を見ますと「皇神能敷坐鳥能八十洲」と云ふのがありまして、神様が下を御治めになるのを「しく」即ち「しる」と言ふのである。若し「しく」も「しる」と同じであると云ふことを容すならば、神の場合も「しく」即ち「しる」の言葉が使はれて居る譯で、益々此天皇だけに「しる」を使つて外のものに「しる」を使はぬと云ふ考が段々薄弱になつて來るのであります。益々疑問は疑問として餘計深くされると言つたやうな感じが起つて參る。

それから「うしはく」と「しらす」と云ふ言葉には王霸の區別はないとしても、「うしはく」は一部分を治めるので「しらす」の方は全部を治める意だと云ふ説が出て參るのでありますけれども、是もどうも十分な區別にはならぬと思ふ。日本書紀の崇神天皇の所に崇神天皇が二人の皇子を持つて御出でになつた、弟の方は垂仁天皇に御成りになつて天下を治めして他の一人の御兄さんの御方は東の國を「治シラ」すことになられたと云ふ言葉が使つてあります、「弟は天子とし天下をしろしめすが宜いが兄の方は東の國を治シラす可し」と云ふことが書いてある。さうすると日本國全體を治めるのが「しらす」であつて一部分を治めるのは「うしはく」であると云ふ解釋もつかない様になる、大分古事記と日本書紀とを調べましたが世間で云

ふ様に「しらす」と「うしはく」は全體と部分の關係があると説くことは崇神記の實例を以て考へて見ましてもその基礎が薄弱になつて來るやうに見えます。斯う云ふやうになつて來ますと要するに「うしはく」と「しらす」と云ふ言葉には區別はないと云ふ結論になつて仕舞ふ、が然し之れに就きまして色々御考を承りたいと云ふことになつたのであります。其外平安朝時分の書物になると臣下にまでも容赦なく「しらす」と云ふ言葉が使つてある。例へば伊勢物語でも「しらす」といふ言葉が臣下が治める場合に使つてある。藤原道長に「しろしめす」と云ふ言葉が使つてある。之になると臣下に天子様と全く同じやうな「しらす」を使つて來てをると云ふことになる。かうなると「しらす」と云ふ言葉が唯天子様に限つた言葉であること云ふやうなことは、段々基礎が薄弱になつて來るやうに思ふのであります。所でさう云ふ風に井上穀氏などの説明の基礎が薄弱になつて來ると云ふと、さう云ふ假定の下に色々國民道徳の事などを考へて其處に論據を置いて國民道徳などを説いて輪奐の美を造つても、其工事の基礎が薄弱であるならば一朝にして土崩瓦解に陥らんとも分からね。是は甚だ危険なことでもありますからこの言葉の根本的研究と云ふことは必要なことであらうと云ふ考を益々深くするのであります。其點に就て色々諸先生の御考を承りました。斯う云ふことになるのであります。以上開會の辭に因んで本題研究の趣旨を簡單に説明致して置きます。